

六ヶ所再処理工場
品質保証実施結果及び
常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(令和2年度上期報告)

六ヶ所再処理工場
品質保証実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(令和2年度上期報告)

I. 品質マネジメントシステムに係る実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、3月30日に設定し、同日、文書等により全社員へ周知した品質方針が妥当であることを令和元年度下期定例マネジメントレビュー（4月21日開催）において確認した。

(2) 品質目標の設定、周知

(監査室)

監査室長は、令和2年度の品質目標を4月17日に設定し、同日、文書等により監査室内へ周知した。

(調達室)

調達室長は、令和2年度の品質目標を9月8日に設定し、9月15日に訓示により調達室内へ周知した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、令和2年度の品質目標を4月17日に設定し、同日、電子掲示板により安全・品質本部内へ周知した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、令和2年度の品質目標を4月17日に設定し、4月20日に文書等により再処理事業部内へ周知した。

また、再処理工場しゅん工時期の変更に伴い、9月30日に改正し、同日、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。

(技術本部)

技術本部長は、令和2年度の品質目標を4月17日に設定し、4月20日に文書等により技術本部内へ周知した。

また、再処理工場しゅん工時期の変更に伴い、9月30日に改正し、同日、電子掲示板により技術本部内へ周知した。

(3) 社長による評価

実施状況：社長は、令和元年度下期定例マネジメントレビューを4月21日に実施するとともに、令和2年度第1四半期原子力規制検査結果に係る文書によるマネジメントレビューを7月15日に実施した。（上期計2回）

実施結果：

（監査室、安全・品質本部、再処理事業部、技術本部共通）

（令和元年度下期定例マネジメントレビュー）

「新検査制度の定着化に向けた活動を促進すること。」や「CAP活動に伴う改善活動を活性化すること。」などの指示があった。

（再処理事業部、技術本部共通）

（令和元年度下期定例マネジメントレビュー）

「労災ゼロに向けて、労災撲滅活動の見える化を行い、協力会社と一体となった活動を展開すること。」や「新検査制度に伴い実施した組織改正について、その有効性を評価し、必要な改善を行うこと。」などの指示があった。

（再処理事業部）

（令和2年度第1四半期原子力規制検査結果に係る文書によるマネジメントレビュー）

「GA建屋 第2非常用ディーゼル発電機A 燃料弁清水タンク自動給水弁用フロート折損及び液位計指示不良による純水の漏えい事象については、CAPシステムで対策及び期限を定め確実に対応すること。」の指示があった。

(4) 文書及び記録の管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、「再処理施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

(監査室)

監査室長は、文書類に従い、監査に係る業務を実施した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、文書類に従い、品質マネジメントシステムに係る業務を実施した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、再処理施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、非常時の措置及び定期的な評価に係る業務を実施した。

(技術本部)

技術本部長は、文書類に従い、再処理施設の施設管理に係る業務を実施した。

(6) 調達

調達室長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にした。

(7) 内部監査

実施状況：監査室長は、文書類に従い、監査計画に基づいて、下記の内部監査を実施した。

- ・監査室内の部署に対する内部監査：期間中（上期）の内部監査はなし
- ・調達室内の部署に対する内部監査：期間中（上期）の内部監査はなし
- ・安全・品質本部に対する内部監査：期間中（上期）の内部監査はなし
- ・再処理事業部に対する内部監査　：7月～（実施中）
- ・技術本部に対する内部監査　　：7月～（実施中）

実施結果：期間中（上期）の結果はなし。

(8) 不適合管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、不適合を確實に識別し、処置及び記録した。

なお、検出された不適合については当社ホームページで公開した。

(9) 是正処置及び未然防止処置

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、再処理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるよう、関係法令及び保安規定の遵守に関する事項、再処理施設の構造、性能及び操作に関する事項、放射線管理に関する事項等について教育・訓練を実施した。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長は、安全・品質改革委員会を上期に9回開催し、是正処置等の実施状況、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行った。

また、社長は、監査室、安全・品質本部、再処理事業部及び技術本部による保安活動の状況を示す指標（PI）の分析・評価結果を確認し、必要な指示・命令を行った。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、事業部が設定した品質目標に対して専門家によるレビューの場を設定するとともに、管理職に対して新検査制度を踏まえた原子力安全に対する規制要求及び人的・技術的・組織的な要因の相互作用（HTO）に関する講演会を開催するなどし、事業部に対して今後の品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されるよう支援した。

こうした活動を通じ、品質マネジメントシステムの有効性についての継続的な改善を図っている。

(3) 新検査制度への対応

施設に求められる機能の維持を確実にし、不適合を未然に防止するため、新たに策定した施設管理方針に基づくPDCAサイクルを構築することで、継続的な改善に取り組んでいる。

また、マネジメントオブザベーションの実施や、会社全体でCAPシステムの活用を促進することで、自らが気づく組織になるための取組みを継続して進めている。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

期間中（上期）の品質保証マネジメント会議の開催はなし。

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会（再処理事業所）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知等を行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

4. 安全・品質改革検証委員会

期間中（上期）の安全・品質改革検証委員会の開催はなし。

5. その他

(1) 品質保証大会

期間中（上期）の品質保証大会の開催はなし。

(2) 品質月間

期間中（上期）の品質月間に係る活動はなし。

II. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：安全・品質本部、再処理事業部及び技術本部はロイド・レジスター・グループ・リミテッドによる令和2年度第1回定期監査を受けた。

(監査実施日：安全・品質本部、再処理事業部及び技術本部 8月3日から
9月2日)

監査結果：「指摘事項」及び「観察事項」に該当するものではなく、「提言事項」については、安全・品質本部に対して5件、再処理事業部及び技術本部に対して11件あった。

(令和2年10月29日、青森県及び六ヶ所村へ以下の報告書を提出)
・2020年度第1回 第三者定期監査の結果の報告について

以上